

逸失利益の算定における

中間利息控除方式の問題点について

加賀山 茂

大阪大学法学部助教

竹内 尚寿

野村証券

（目次）

- 1 問題の所在
- 2 交通事故における従来の逸失利益の算定方法
- 3 ホフマン方式・ライプニッツ方式の理論的問題点
- 4 新しい算定方式の提案とその理論的根拠
- 5 従来の方法と新しい方式による実際例による比較検討
- 6 他の要因も考慮した計算方法について
- 7 結論

はじめに

交通事故等における人身事故の場合の損害賠償額を算定するに当たっては、積極的損害としての治療費、入院関係費等、および、精神的損害としての慰謝料の他に、消極的損害としての逸失利益の算定の問題が大きなウエイトを占め

ている。

これまで、逸失利益の損害賠償の支払は、通常、定期金賠償ではなく、一時金（一括払い）方式が原則とされてきた。そのため、将来の逸失利益を現在の価額に換算する必要がある、この換算手続きは、中間利息控除といわれ、ホフマン方式、ライプニッツ方式といわれる二方式が一般に用いられてきた。一般的には、逸失利益の算定方式については、単式ホフマン方式、複式ホフマン方式、ライプニッツ方式というように、「理論の精密化・緻密化」が図られていると評価されている。

例えば、ホフマン方式に代わって、ライプニッツ方式を採用すべきだとする谷水裁判官は、「逸失利益現価の算定には、将来得べかりし利益額や稼働可能期間等の点において、必ずしも正確な計算方法が必要でないとの見解がある。たしかにそのとおりであって、わたくしも異論はない。ただ、われわれが判決において計算結果を示す場合には、一円の違

算もないことが要求され、もし一円でも違算が発見されれば、計算上の明白な誤りとして、上級審で取り消され、破棄されるであろう。」と述べて、いわゆる「精密化・緻密化」の方向は避けられないことを示唆している。

しかし、これらの方式は、電子計算機が普及していない時代に、被害者の将来得べかりし利益を一定額であると仮定することによって計算を簡略化しようとした大ざっぱな計算方式に他ならない。

つまり、ホフマン方式やライプニッツ方式は、以下で紹介する「表計算方式」によって正確に計算した場合に比べて、場合によっては、数十万円の誤差が生じる極めて複雑な計算方法であり、現在のよう

に計算機の発達した時代にそぐわない計算方式なのである。

そこで、本稿では、以下の三点を論証し、新しい方式を提案することにする。

第一に、従来行なわれていた中間利息控除方式は、ホフマン方式にせよ、ライプニッツ方式にせよ、被害者の将来の得べかりし利益は常に一定であるという、およそ、現実離れた仮定を行なうことによつてしか正当化することができないものであり、西原教授のような根本的な問題提起を待つまでもなく、計算方式自体がそもそも失当であること。

第二に、これらの方式に則つて計算した場合、逸失利益の算定額において、万円単位で誤差が生じる危険性が高く、円単位で緻密に計算しても、全くむなしいものであり、それらの方式によって求められた計算結果は、従来考えられていた許容限度の誤差をはるかに超える危険性が高いこと。

第三に、逸失利益の中間利息を控除する正確な計算方式は、将来の収入額を給与等級表等によつては

は確実に算定し得る給与所得者の場合に、従来から行なわれてきた、その年度の予想収入額を年度ごとに中間利息控除するという「表計算方式」であること。そして、将来の収入額を確実に予想できないため、賃金センサスによつて計算する場合にも、 Hoffman方式や、ライブニッツ方式等の数式によつて、一度に計算するのではなく、年ごとに中間利息を控除するという「表計算方式」を利用すべきであること。

もっとも、この表計算方式は、同じような計算を何度も繰り返して行なわなければならないため、手計算で行なうと、時間がかかる上に間違いやすいという欠点を持っているが、ポータブルな電子計算機の普及した今日においては、計算の方式さえのみこめば、正確かつ迅速に計算することは実に容易である。そこで、最後に、計算の苦手法曹にとつても、ワープロさえ利用できれば、表計算方式によつても簡単に計算結果を迅速、かつ、正確に導き得る簡単な方法を示すことにする。

なお、本稿の執筆は、「はじめに」、1、2、7、を加賀山が、3、4、5、6、を竹内が分担して執筆し、両者で文章の推敲を重ねた。特に3、4、5、6の執筆に当っては、計算の苦手な読者にも十分理解できるように、加賀山が論述の道筋をたて、竹内が計算とグラフ化を行なった。したがって、本稿の内容については、両者が連帯して責任を負う。

1 問題の所在

現在、東京、京都、札幌の各地方裁判所がライブニッツ方式を採用し、大阪、名古屋地方裁判所が Hoffman方式を採用しているといわれている。

これによれば、男女、年齢等の差を問わず、一定の割合で、ライブニッツ方式と Hoffman方式が利用されることになり、両方式の差は、裁判所による地域差であるということになるはずである。

ところが、交通事故民事判例集に登載された逸失利益の算定例を検討してみると、地域差を超えて、被害者の年齢によつて、Hoffman方式とライブニッツ方式の使われ方に違いがあることがわかる。

表1 Hoffman方式とライブニッツ方式の適用状況(件)

被害者の年齢	Hoffman方式	ライブニッツ方式
10歳未満	24	27
10歳以上20歳未満	41	49
20歳以上30歳未満	40	34
30歳以上40歳未満	34	23
50歳以上60歳未満	37	8
60歳以上68歳未満	27	8
68歳以上80歳未満	17	9
80歳以上90歳未満	1	1

東京情報システムの判例検索システム(JUPITER)によつて昭和63年8月までの交通民集登載判例を分析したもの。

ここで、重要なことは、全国を平均した場合、被害者の年齢が二〇歳未満の場合までは、ライブニッツ方式を利用する裁判所が多いにもかかわらず、被害者の年齢が二〇歳以上の場合は、圧倒的に Hoffman方式を利用する裁判所が多いことである。

(表1参照)

このことは、Hoffman方式が稼働年数が多い場合

に不合理な結果が生じることが明らかにされたからであると考えると、稼働期間が長い二〇歳未満の場合に、ライブニッツが多く利用されることの説明になるように思われる。

それでは、二〇歳以上の場合の Hoffman方式の圧倒的な優勢はどの様に説明すればよいのであるのか。稼働年数が多いときに破綻するというのは、もともと誤った方式であることの証明に他ならない。したがって、稼働年数が多いときに Hoffman方式を見捨てるのであれば、稼働年数が少ないときにも Hoffman方式を利用しないというのが理論的なはずである。

しかし、被害者の年齢が二〇歳以上の場合に、多くの裁判所が、Hoffman方式を支持しているのはなぜであろうか。ライブニッツの方が歴史が浅いために、Hoffman方式の理論的な不合理さが余り露見しない二〇歳以上の場合に、Hoffman方式が惰性的に利用されているだけであり、いざれば、ライブニッツ方式が主流となると考えるべきであろうか。

2 交通事故における従来の逸失利益の算定方法

Hoffman方式は、交通事故で負傷した幼児の逸失利益の算定にあたり、大審院が年五分の割合による法定利率により、「ほふまん式計算法ニ準拠スルモ何等不可ナルコトナシ」として以来、裁判所において Hoffman方式(単式)が利用されてきた。

$$S = \frac{A}{1 + nr}$$

(無残ホフマン式)

その後昭和三〇年頃からは、複式 Hoffman方式を用い

るのが実務の大勢となったといわれている。

$$S = \frac{A}{(1+r)} + \frac{A}{(1+2r)} + \dots + \frac{A}{(1+nr)}$$

(積式ソフマン方式)

最高裁も「将来数年間に得べき全利得を損害賠償として一時に支払を受けるため、中間利息の控除にホフマン式計算法を用いる場合には、一年ごとに得べき利得が確定されているかぎり、一年ごとに右計算法(単式)を適用して算出した金額を合算する方法(複式)によるのが相当である。」として、実務のやり方を追認している。

ところで、ホフマン方式は、稼働期間が長くなると不合理になることから、その点の不合理がないライブニツツ方式がやはり昭和三〇年代後半になって裁判所で使われはじめ、東京地裁では、昭和四六年五月六日の判決以降、ライブニツツ式計算法に合理性があるとして、一斉にその方式の採用に切り替えたといわれている。また、昭和五三年には、最高裁も「ライブニツツ式計算法は、交通事故の被害者の将来得べかりし利益を事故当時の現在価額に換算するための中間利息控除の方法として不合理なものといえない」と判示して、ライブニツツ方式を認めることになった。

$$S = \frac{A}{(1+r)} + \frac{A}{(1+r)^2} + \dots + \frac{A}{(1+r)^n}$$

(ライブニツツ方式)

3 ホフマン方式・ライブニツツ方式の理論的問題点

ホフマン方式、および、ライブニツツ方式の理論的問題点を説明する前に個々の用語の説明をする必要がある。

第一に、逸失利益とは死亡した被害者が将来得たであろう収入の現在額のことである。

第二に、現在額とは将来の価格の現在時に換算した価値のことである。将来の価格をA、現在額をA₀とすると、法定利率r=0.05を用いて、Aの現在額は、

$$A_0 = \frac{A}{(1+r)^n} = \frac{A}{(1.05)^n} \quad (5)$$

と表現できる。よって、逸失利益算定のためには、被害者が死亡した時点から何年後にいくら収入を得るかということと各年度ごとに知る必要がある。

今、ある死亡した被害者が死亡した時点から一年後の一年間ではA₁円、二年後の一年間ではA₂円というようにt年後には一年間でA_t円という収入をn年間継続して得たと仮定しよう。A_tの現在額は、

$$\frac{A_t}{(1+r)^t} \text{ であるので、逸失利益総額は、}$$

$$S = \frac{A_1}{(1+r)} + \frac{A_2}{(1+r)^2} + \dots + \frac{A_n}{(1+r)^n} \quad (6)$$

となる。ここで、被害者が毎年A₁ || A₀ || A₁ || A₂ || … || A_nを収入として得続けたであろうと仮定すると、逸失利益総額は、

$$S_n = A \times \left(\frac{1}{(1+r)} + \frac{1}{(1+r)^2} + \dots + \frac{1}{(1+r)^n} \right) \quad (7)$$

となる。この式の第二項

$$\frac{1}{(1+r)} + \frac{1}{(1+r)^2} + \dots + \frac{1}{(1+r)^n} \text{ が従来から}$$

ライブニツツ係数と呼ばれているものである。

すなわち、ライブニツツ方式による逸失利益算定は被害者が毎年一定の収入A円を得続けるであろうという仮定に基づいている。しかし、賃金センサス等の統計を利用すれば、年齢ごとの賃金額は図1のような変化を示している。すなわちライブニツツ方式の問題点は、各年齢ごとの収入は異なっていることが統計上知られているにもかかわらず、毎年の収入を一定のながしかに決めて算定を行なっていることにある。

今まで、ライブニツツ方式について述べたが、ホフマン方式についても同様の考察ができる。ホフマン方式の場合、先の場合利率が複利であったのが、単利になる。従って(6)式は、

$$S_n = \frac{A_1}{(1+r)} + \frac{A_2}{(1+2r)} + \dots + \frac{A_n}{(1+nr)} \quad (6')$$

となり、(7)式は、

$$S_n = A \times \left(\frac{1}{(1+r)} + \frac{1}{(1+2r)} + \dots + \frac{1}{(1+nr)} \right) \quad (7')$$

となる。この式の第二項

$$\frac{1}{(1+r)} + \frac{1}{(1+2r)} + \dots + \frac{1}{(1+nr)} \text{ を}$$

ホフマン係数と呼んでいる。この方式の場合、毎年一定の収入を得続けるであろうと仮定している先と同様の問題点のほかに、利率として単利を採用している点に問題がある。その理由は、近年の市場利率は複利を採用しているので、計算方式としても複利を採用するのが妥当と思われるからである。

4 新しい算定方式の提案とその理論的根拠

3で述べたように死亡した被害者が将来得たであろう収入は年齢ごとに異なっており、一定ではない。しかし各被害者が将来いかなる収入を得るかは現在の知識では知ることはできない。そこでその収入を仮定することになる。幸いわれわれは賃金センサスを用いることによって現在の年齢別賃金構成を知ることができ、ここで注意しなければならぬのは「現在の」という点である。つまり将来同じ年齢の人が同じ賃金を得ることは何ら保証されていないのである。では将来の賃金を正確、あるいはほぼ正確に予測できるかというところは不可能といっても過言ではない。そのため現在実現されている各年齢の賃金を将来も得るであろうと仮定することになるのである。

その仮定に従えば、賃金センサスにより死亡年齢に対応する賃金を調べ、順次六七歳までの賃金を調べていく。その賃金を(6)式の A_1, A_2, \dots, A_n として逸失利益総額 S を計算すればよい。例えば九歳の男児が死亡被害者であるとすれば賃金センサス(全学歴男子)により、九一五歳までの収入は〇(円)、一六一六八歳の収入は対応する年齢の賃金を調べればよい。無職未成年の場合、稼働可能期間につき、現在の裁判例は、始期を一五歳ないし一八歳、終期を六七歳とするのが大勢となっている。ここでは、始期を一六歳とすると、昭和六〇年賃金センサスによれば、

$$S = A \times \left(\frac{0}{1.05} + \dots + \frac{1,369,800}{(1.05)^7} + \dots + \frac{2,950,100}{(1.05)^{59}} \right) = 46,684,536$$

となる。この計算を表計算化したものが表2である。これはワープロソフト(二太郎)によって計算したものであるが、技術革新の成果によって、このような複雑な計算も数値を代入するだけ計算することができるようになったのである。一太郎による計算手順は次の通りである。

- ①死亡年齢を始期として六七歳までの年齢を年齢の項目に入れる。
- ②各年齢に対応する賃金、すなわち年齢に一を足した年齢の数値を賃金センサスから取りだして(例えば一五歳時の賃金は一六歳の時受け取る)、月給、賞与の項目に入れる。
- ③始期から順に現在値換算のための係数 $(1/1.05^n)$ を終期まで入れる。
- ④横向きに(月給) * 12 + (賞与)の表計算を行い、値を賃金の項目に入れる。
- ⑤横向きに(賃金) * (係数) - 0.5の表計算を行ない(一円未満は切捨てなので0.5を引く)、値を逸失利益の項目に入れる。これが現在額である。
- ⑥縦向きに逸失利益の項目の総和を求め、最後の

行に入れる。これが逸失利益総額である。

ところで、このような複雑な計算をせずとも、従来の計算で、十分対応できていると考える方もおられると思う。例えば賃金センサスによって全労働者平均賃金を取って、ライブニッツ係数をかけるという旧方式は、新方式に比較して、現在額換算を後にすると、うまいだけである。従って、現在額換算を先に行なう表計算法を行なった場合と同じ値が得られると誤解されるかも知れない。しかし、この場合二つの点で先の表計算とは同じ値は得られない。

第一は、全労働者平均賃金は全労働者の賃金を単純に加えて全労働者数で割ったものであるが、これは個々の人について、労働可能年齢における賃金総額を労働可能期間で割ったものではない。従って、先に賃金を平均してから現在額換算を行なうという発想と相容れない。つまり、全労働者平均賃金は各年齢の賃金とは全く異なる統計処理を行なっているもので、現在額換算の順序を入れ換えたところで解決される問題ではない。例えば、昭和六〇年賃金センサスにおいて、年齢ごとに賃金をたして一六歳から六八歳までで平均すると(以下この平均値を全年齢平均賃金と呼ぶ)、

$$\frac{13,429 + 16,942 + \dots + 27,001}{51} = 35,539 \text{ (千円)}$$

となり、同じ賃金センサスの全労働者平均三六、三〇〇(千円)と値は約八万円異なっている。

第二は、すでに、3で述べたように、賃金は各年齢ごとに異なっているので、それぞれの年齢ごとに現在額換算を行なわねばならない。全年齢平均賃金

表2 逸失利益の正しい求め方 (表計算方式)

逸失利益計算表 (単位 円)

年 齢 A	月 収 S	月収×12 12×S	賞 与 B	年 収 I=12×S+B	中間利息控除率 K	損 害 額 D=I×K
10					0.95238100	
11					0.90702956	
12					0.86383772	
13					0.82270262	
14					0.78352634	
15					0.74621560	
16	107,500	1,290,000	79,800	1,369,800	0.71068156	973,491
17	107,500	1,290,000	79,800	1,369,800	0.67683961	927,134
18	143,300	1,719,600	130,000	1,849,600	0.64460918	1,192,269
19	143,300	1,719,600	130,000	1,849,600	0.61391353	1,135,494
20	172,700	2,072,400	396,800	2,469,200	0.58467958	1,443,690
21	172,700	2,072,400	396,800	2,469,200	0.55683772	1,374,943
22	172,700	2,072,400	396,800	2,469,200	0.53032166	1,309,470
23	172,700	2,072,400	396,800	2,469,200	0.50506827	1,247,114
24	172,700	2,072,400	396,800	2,469,200	0.48101743	1,187,728
25	213,700	2,564,400	660,300	3,224,700	0.45811185	1,477,273
26	213,700	2,564,400	660,300	3,224,700	0.43629702	1,406,927
27	213,700	2,564,400	660,300	3,224,700	0.41552099	1,339,930
28	213,700	2,564,400	660,300	3,224,700	0.39573430	1,276,124
29	213,700	2,564,400	660,300	3,224,700	0.37688983	1,215,356
30	260,600	3,127,200	874,600	4,001,800	0.35894271	1,436,416
31	260,600	3,127,200	874,600	4,001,800	0.34185021	1,368,016
32	260,600	3,127,200	874,600	4,001,800	0.32557165	1,302,872
33	260,600	3,127,200	874,600	4,001,800	0.31006825	1,240,831
34	260,600	3,127,200	874,600	4,001,800	0.29530311	1,181,743
35	298,600	3,583,200	1,057,400	4,640,600	0.28124107	1,305,127
36	298,600	3,583,200	1,057,400	4,640,600	0.26784865	1,242,978
37	298,600	3,583,200	1,057,400	4,640,600	0.25509396	1,183,789
38	298,600	3,583,200	1,057,400	4,640,600	0.24294664	1,127,418
39	298,600	3,583,200	1,057,400	4,640,600	0.23137776	1,073,731
40	329,300	3,951,600	1,243,300	5,194,900	0.22035979	1,144,747
41	329,300	3,951,600	1,243,300	5,194,900	0.20986647	1,090,235
42	329,300	3,951,600	1,243,300	5,194,900	0.19987284	1,038,319
43	329,300	3,951,600	1,243,300	5,194,900	0.19035509	988,875
44	329,300	3,951,600	1,243,300	5,194,900	0.18129057	941,786
45	339,700	4,076,400	1,301,500	5,377,900	0.17265770	928,535
46	339,700	4,076,400	1,301,500	5,377,900	0.16443591	884,319
47	339,700	4,076,400	1,301,500	5,377,900	0.15660563	842,209
48	339,700	4,076,400	1,301,500	5,377,900	0.14914823	802,104
49	339,700	4,076,400	1,301,500	5,377,900	0.14204594	763,908
50	330,900	3,970,800	1,244,600	5,215,400	0.13528185	705,548
51	330,900	3,970,800	1,244,600	5,215,400	0.12883987	671,951
52	330,900	3,970,800	1,244,600	5,215,400	0.12270464	639,953
53	330,900	3,970,800	1,244,600	5,215,400	0.11686157	609,479
54	330,900	3,970,800	1,244,600	5,215,400	0.11129674	580,457
55	286,200	3,434,400	975,600	4,410,000	0.10599690	467,446
56	286,200	3,434,400	975,600	4,410,000	0.10094943	445,186
57	286,200	3,434,400	975,600	4,410,000	0.09614232	423,987
58	286,200	3,434,400	975,600	4,410,000	0.09156412	403,797
59	286,200	3,434,400	975,600	4,410,000	0.08720392	384,569
60	224,800	2,697,600	593,400	3,291,000	0.08305136	273,322
61	224,800	2,697,600	593,400	3,291,000	0.07909654	260,306
62	224,800	2,697,600	593,400	3,291,000	0.07533004	247,911
63	224,800	2,697,600	593,400	3,291,000	0.07174290	236,105
64	224,800	2,697,600	593,400	3,291,000	0.06832657	224,862
65	204,100	2,449,200	500,900	2,950,100	0.06507293	191,971
66	204,100	2,449,200	500,900	2,950,100	0.06197422	182,830
67	204,100	2,449,200	500,900	2,950,100	0.05902307	174,123
68	204,100	2,449,200	500,900	2,950,100	0.05621245	165,832
計	13,600,500	163,206,000	44,160,700	207,366,700	13.80007615	46,684,536

生活控除費が、50%として、
逸失利益は、46,684,536×0.5=23,342,268 (円) である。

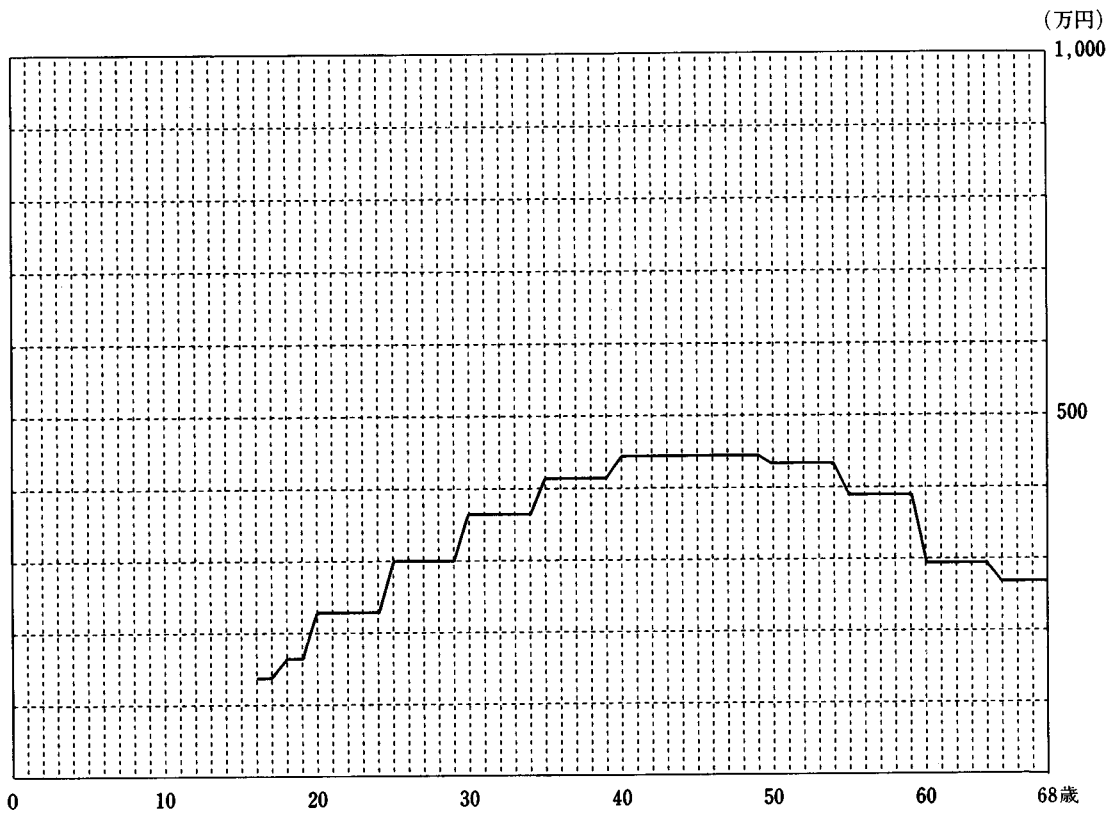


図1 年齢別平均賃金（全学歴・男子）

出典：労働省政策調査部編『賃金センサス』（昭和60年）

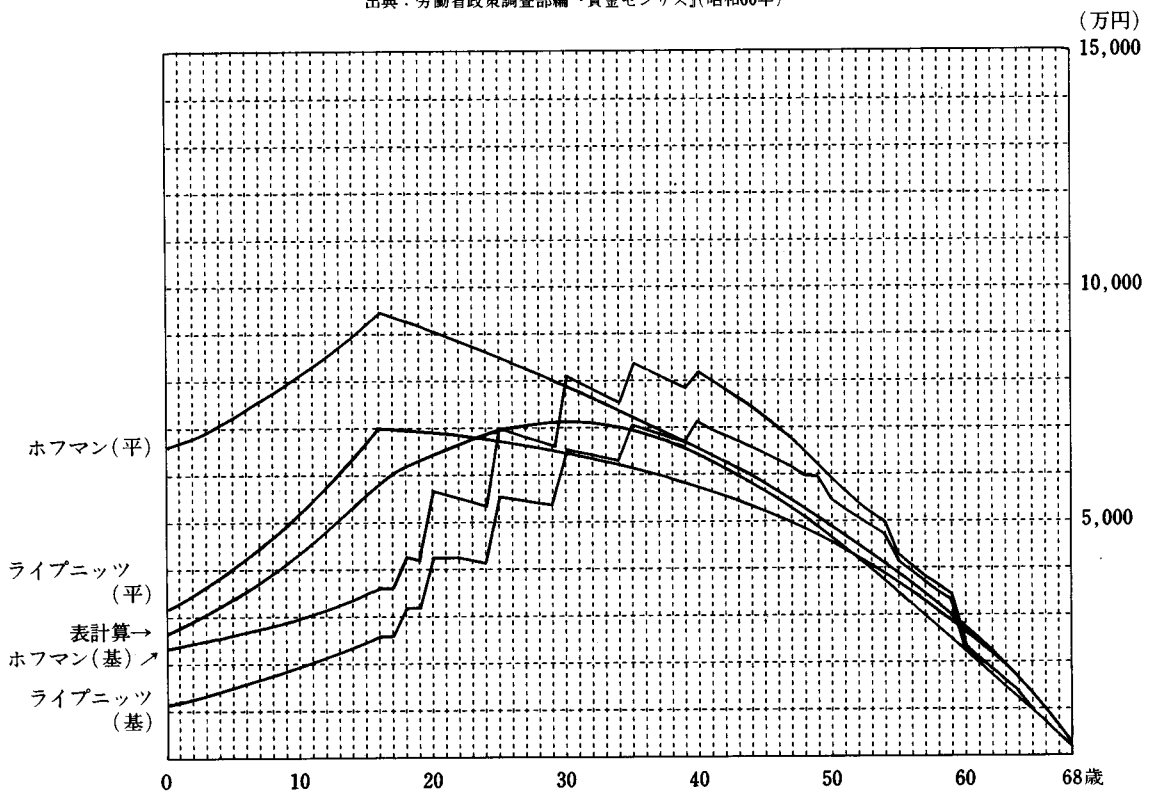


図2 死亡時年齢と逸失利益算定額との関係（全学歴・男子）

出典：労働省政策調査部編『賃金センサス』（昭和60年）

を計算し、ライプニッツ係数をかけたのでは、正確な値は導き得ない。

実際、表計算による場合と全労働者平均あるいは全年齢平均賃金を用いてライプニッツ係数をかける場合とでは、**図2**のように値が異なっている。このことは、次のような例でも明確に知ることができる。今ある人の賃金が、一年目：三〇〇万、二年目：四〇〇万、三年目：五〇〇万、四年目：六〇〇万円と漸次上昇しているものと仮定する。

$$\frac{600+500+400+300}{4} = 450 \text{ (万円) となるので、}$$

ライプニッツ方式の場合、これにライプニッツ係数を掛けて、

$$450 \times \left(\frac{1}{1.05} + \frac{1}{1.05^2} + \frac{1}{1.05^3} + \frac{1}{1.05^4} \right)$$

$$= 450 \times 3.54595050 = 1595.6777 \text{ (万円)}$$

という現在額総額が算定される。

これに対して、個々の年ごとに現在額換算をすると、

$$\frac{300}{1.05} + \frac{400}{1.05^2} + \frac{500}{1.05^3} + \frac{600}{1.05^4} = 1574.0663 \text{ (万円)}$$

となる。両者の方式による換算結果は、わずか四年の期間にもかかわらず、約二万円も異なっており、ライプニッツ方式の方が高く算定されることになる。

これに対して、一年目：六〇〇万、二年目：五〇〇万、三年目：四〇〇万、四年目：三〇〇万円というように、賃金が漸次減少していると仮定してみよう。今度の場合も、全年齢平均賃金は、先の例と同じであるから、ライプニッツ方式の場合、これにライプニッツ係数をかけると、

$$450 \times \left(\frac{1}{1.05} + \frac{1}{1.05^2} + \frac{1}{1.05^3} + \frac{1}{1.05^4} \right)$$

$$= 450 \times 3.54595050 = 1595.6777 \text{ (万円)}$$

となって、現在額の換算結果は先の例と全く同じとなる。つまり、ライプニッツ方式の場合は、賃金が上昇傾向にある場合も、下降傾向にある場合も、平均が同じであれば、現在額換算の結果は全く同じになってしまう。

しかし、個々の年ごとに現在額換算をすると、

$$\frac{600}{1.05} + \frac{500}{1.05^2} + \frac{400}{1.05^3} + \frac{300}{1.05^4} = 1617.2890 \text{ (万円)}$$

となって、結果は異なる。

両方式による現在額総額の換算結果を比較すると、今度は、先の例とは反対に、約二万円もライプニッツ方式が低く算定されている。

以上のようにわれわれの提案する方式は従来のライプニッツ方式とは値において異なっている。

たとえば、賃金の平均が等しくても、賃金が上昇している場合の現在額換算の結果と、賃金が下降している場合の現在額換算の結果が異なるのは、当然のことであり、平均さえ等しければ、現在額の換算結

果も等しいとしか算定しえないライプニッツ方式や Hoffman 方式は、いずれも、現実の賃金収入モデルから完全に遊離した不合理な計算式といわざるを得ないのである。

5 従来の方法と新しい方式による實際例による比較検討

旧方式と新方式をグラフで比較したのが**図2**である。これを参照しながら個々の事例について比較検討してみよう。

このように、実務家が採用している損害額は新しい方式と大きな差を持っていると言いたい。しかし、そのために従来の方式で十分であると言いきることはできない。なぜなら、実務家が採用している方式は、個々の事例によって異なっている上、場合によっては適当とはいえない難しい損害額を算出している場合もある。我々が提案する新しい方式では、個々の事例によって特別の注意を払うことなく、一律に同じ方式を採用しても特に不適当な損害額を算出することははるかに少ない。従って、技術革新の進んだ現在ではより技術的に進んだ方式で計算を行なうのが適当と考える。

6 他の要因も考慮した計算方法について

5までで、従来の方法を発展させる形で新しい算定方法を提案してきたが、これをさらに発展させると被害者の他の要因も考慮できる。例えば、死亡した被害者が仮に生きていた場合でも他の事故や病氣

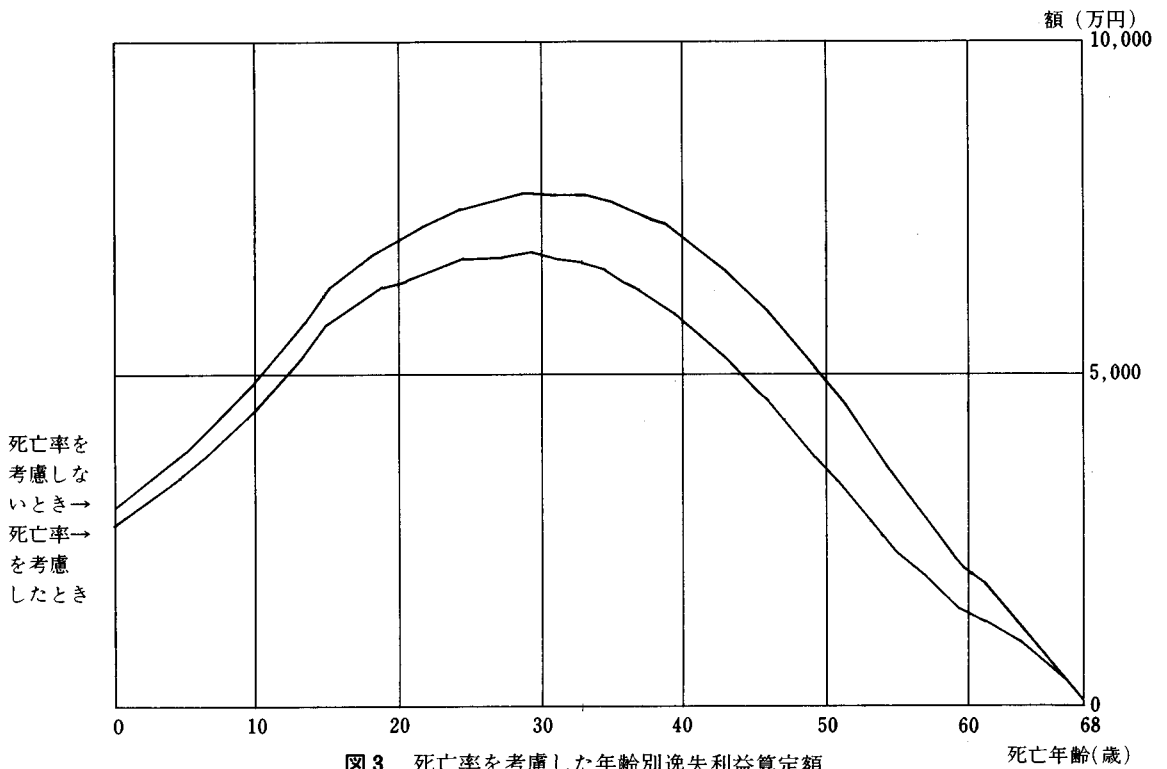


図3 死亡率を考慮した年齢別逸失利益算定額

(全学歴男子
父の年齢：子の年齢+30(歳)
母の年齢：子の年齢+25(歳))

(出典(図1)(表3))

などで近々死んでいかも知れない。こういった要因を考慮するには統計上の死亡率を用いることができる。また同じ死亡率を用いることで、被害者が子どもの場合両親の死亡率を勘案して、両親の生存可能性について考慮することもできる。このときの計算結果が図3である¹²。これらの結果は、特に被害者が子どもの場合逸失利益を大幅に下げるとなる。なぜなら、子どもが将来長期にわたって生存している可能性はかなり低いであろうし、まして両親ともなれば、子どもが労働をしなくなるまで生きていく可能性は相当低い。

この他に、子どもの進学可能性についても考慮することは意義深いと思われる。表3に示したように現在の日本人について教育程度を知ることができ、これを用いると進学可能性を考慮した逸失利益が算定可能である。例えば、被害者が九歳男児の場合、最近の日本人の教育程度は総数三〇〜三四歳より、中卒 〇・二四八〇五、高卒 〇・五二五六一、短大・高専卒 〇・〇七八二六、大卒 〇・一四三二五二なので、学歴別の賃金センサスをもとにしてそれぞれの場合の逸失利益を求め教育程度を進学率とみなして期待値を求めると、

中卒の逸失利益 = 41,228,132 (円)
 高卒の逸失利益 = 43,110,313 (円)
 短大・高専卒の逸失利益 = 43,585,923 (円)
 大卒の逸失利益 = 49,290,714 (円)
 進学率を考慮した逸失利益 = 0.24805 ×
 41,228,132 + 0.52562 × 43,110,313 + 0.07826 ×
 43,585,923 + 0.14352 × 49,290,714 = 43,371,518 (円)

表3 15歳以上の年次・年齢階級別教育程度(率)

(1987年第37回日本統計年鑑44頁2-14より計算)

年次 年齢階級	卒業者	在学者					未就学	
		小学、高小、新中	旧青学	旧中、新高	短大、高专	大学、大学院		
総数								
昭和35年	0.90476	0.60347	0.02679	0.22212	0.02682	0.02548	0.07315	0.02191
45	0.90193	0.49411	0.02214	0.30071	0.03724	0.04715	0.09080	0.00726
55	0.90380	0.35726	0.02796	0.38008	0.05684	0.07990	0.09274	0.00344
15-19歳	0.19802	0.05682	-	0.14096	-	-	0.80114	0.00082
20-24	0.79850	0.09680	-	0.47787	0.13621	0.08634	0.20010	0.00128
25-29	0.98971	0.17984	-	0.51919	0.11082	0.17775	0.00896	0.00144
30-34	0.99740	0.24805	-	0.52562	0.07826	0.14352	0.00149	0.00121
35-39	0.99848	0.34742	-	0.48935	0.04912	0.11117	0.00028	0.00109
40-44	0.99832	0.41605	-	0.45383	0.03694	0.09019	0.00013	0.00144
45-49	0.99839	0.46885	0.00865	0.41100	0.03028	0.07832	0.00009	0.00161
50-54	0.99819	0.41083	0.11556	0.36819	0.05180	0.05069	0.00006	0.00181
55-59	0.99697	0.49662	0.13270	0.27716	0.05273	0.03527	0.00002	0.00232
60-64	0.99574	0.59843	0.09138	0.24143	0.03718	0.02464	0.00002	0.00426
65歳以上	0.98272	0.71034	0.04189	0.17329	0.03109	0.02226	0.00015	0.01709
男								
昭和35年	0.90406	0.57723	0.03506	0.20756	0.03560	0.04860	0.08608	0.00967
45	0.89150	0.46372	0.02832	0.27894	0.03579	0.08418	0.10353	0.00366
55	0.89413	0.32862	0.03559	0.35452	0.03916	0.13455	0.10377	0.00207
女								
昭和35年	0.90541	0.62804	0.01908	0.23576	0.01863	0.00390	0.06111	0.03333
45	0.91067	0.52212	0.01630	0.32081	0.03856	0.01222	0.07871	0.01065
55	0.91292	0.38427	0.02076	0.40419	0.03916	0.02832	0.08234	0.00474

となる。このようにすれば、将来の不確定な要因も平等に評価できるのである。

ところで、最後にこれらの方式にも残された問題点があることを述べておきたい。

① 貸金センサスの現在の年齢別貸金を死亡した被害者が将来得るべき収入として用いることについては、もし将来の年齢ごとの貸金が相当正確に予測可能となれば、その予測値を用いる方がよい。可能不可能は別として今後の経済の変化がほぼ完全に予測できれば、それに対応する年齢別貸金は予測可能となるであろう。

② 法定利率は現在5%と一律に定められているが、市場利率は毎期変化するものであり、一律ではない。かりに(2)、(4)式によって得られる利率(平均市場利率)を求めたとしても、その値も長期にわたって同じではない。すなわち、法定利率を一律に定めてしまうことは市場利率になじまない。特に今日のような低金利時代には法定利率と市場利率があまりに大きな差を持つてしまう。

③ 生活控除額を一律にかけてしまうのも問題である。生活費は貸金と同じように年齢ごとと個人ごとに異なるものである。もし十分予測可能であるなら、生活費控除の割合も年齢ごとと個人ごとに異なる値を用いるべきである。このように、解決していくべき問題は多数ある。これらは今後の技術革新がより進めば改良される可能性のある問題である。しかしいま現在ではなす術を持たないので関知できないのである。

7 結 論

以上の考察を通じて、以下の点が明かとなったと思われる。

第一に、従来行なわれていた中間利息控除方式は、ホフマン方式にせよ、ライブニッツ方式にせよ、被害者の将来の得べかりし利益は常に一定であるという、およそ、現実離れた仮定を行なうことによつてしか、正当化を行なうことができないものであること。

第二に、これらの方式に則つて計算した場合、逸失利益の算定額において、万円の単位で誤差が生じる危険性が高く、円単位で計算しても、全くむなしものであること。

第三に、幼児の場合、逸失利益の算定基準を賃金センサスの一八歳の平均賃金とした場合には、最高裁の判示する通り、ライブニッツ方式を用いるべきではない。このような算定方式をとると、大きな誤差を生じるからである(図2のライブニッツ(基)参照)。

第四に、反対に、逸失利益の算定基準を全労働者の平均賃金とした場合には、ホフマン方式を用いるべきではない。このような算定方法は、大きな誤差を生じるからである(図2のホフマン(平)を参照)。

第五に、賃金センサスや予想される賃金によつて、逸失利益を計算する場合の正確な計算方式は表計算方式によるべきである。

〔注〕

(1) 谷水央「ホフマン方式の使用の妥当性」判タ二二二号(一九六七年)一三〇頁参照。同旨、千種達夫「中間利息の控除と余命年数」ジュリスト四三三号(一九

六九年)一三三頁参照。

(2) 西原道雄教授は、すでに、昭和四〇年前半において、「従来は精密そうな概観をとつて算定されていた『財産的損害』も、厳密に検討するならば、その多くは、ごくあいまいな蓋然性を基礎としたきわめて不正確なものにすぎない」と論断している。西原道雄「損害賠償額の法理」ジュリスト三八一号(一九六七年)一四九頁参照。

(3) 草川健「逸失利益―中間利息控除―ライブニッツ方式」新交通事裁判例百選別冊ジュリスト九四号(一九八七年九月)一〇三頁。

(4) 大判大正15・1・26民集五卷七一頁。

(5) 最二判昭和37・12・14民集一六卷二二号三三六八頁。

(6) 東京地判昭和46・5・6交通民集四卷三号七九〇頁。

(7) 日弁連交通事故相談センター専門委員会「交通事故損害額算定基準」参照。

(8) 最二判昭和53・10・20民集三三卷七号一五〇〇頁。

(9) 経済学では初年度の市場利率を r_0 、一年後を r_1 、二年後を r_2 、 n 年後を r_n とした時、 n 年後の A (円)の現在額を

$$A_0 = \frac{1}{1+r_0} \times \frac{1}{1+r_1} \times \frac{1}{1+r_2} \times \dots \times \frac{1}{1+r_n} \times A \quad (1)$$

と表現する。もし、

$$\frac{1}{1+r_0} \times \frac{1}{1+r_1} \times \frac{1}{1+r_2} \times \dots \times \frac{1}{1+r_n} = \frac{1}{(1+r)^n} \quad (2)$$

となるような r (平均市場利率)が存在すれば、先の現在額は、

$$A_0 = \frac{A}{(1+r)^n} \quad (3)$$

とかける。

また、 $r_0, r_1, r_2, \dots, r_n$ が0に十分近ければ、

$$\frac{1}{1+r_0} \times \frac{1}{1+r_1} \times \frac{1}{1+r_2} \times \dots \times \frac{1}{1+r_n} \approx \frac{1}{1+r_0+r_1+r_2+\dots+r_n} \quad (4)$$

と近似できる。

(10) 沖野「東京地裁民事交通部の損害賠償算定基準と実務傾向」別冊判タ一号一頁以下参照。

(11) ホフマン方式の場合は、3で述べたように計算しても無意味であるため、省略している。

(12) 死亡率を要因として考慮する場合、表計算の係数の部分で子どもや親の生存率をかけることによつて現在額の期待値を求めることになる。この場合生存率は、各年齢において生き続けている確率であつて、ある人の n 年後の生存率 R_n は、 n 年目の死亡率を r_n として、

$$R_n = (1-r_0)(1-r_1)(1-r_2)\dots(1-r_n)$$

である。また、両親の死亡率を考える場合は、どちらか一方が生きている場合には逸失利益が存在することになるので、両方が死んだ場合の死亡率を考えて計算する必要がある。

〔付記〕 本稿は昭和六三年度文部省特定研究経費による研究成果の一部である。